



水処理についてのお知らせ

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

10月1日は浄化槽の日
浄化槽は、家庭からの生活雑排水や水洗便所排水を処理し、きれいな水を河川や水路に放流するための施設です。各家庭に設置されている浄化槽の機能を正常に維持するために、定期的な保守点検・清掃・法定検査の受検が欠かせません。

市では「水と緑の美しいまちづくり事業」として、合併処理浄化槽を対象に浄化槽法で義務付けられている次の3項目に係る経費の一部を助成しています。

①保守点検
浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、清掃の時期の判定や消毒剤の補充などを行います。4カ月に1回以上受けましょう。

②清掃
浄化槽内の汚泥などの抜き取りや装置の洗浄を1年に1回以上行う必要があります。

③法定検査
浄化槽の処理水の水质を検査し、機能が正常かどうかを確認します。設置後3カ月を経過してから5カ月以内に受ける法第7条検査と、その後1年に1回受ける法第11条検査があります。検査は、香川県知事指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会が行います。

合併処理浄化槽維持管理費補助金制度について
市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽（20人槽以下）に対し、適正な維持管理（保守点検・清掃・法第11条検査）を同一年度に実施した人
補助金額 3万円（限度額）
必要書類
・補助金交付申請書（環境衛生課、各支所にあります）
・保守点検、清掃および法第11条検査の領収書
・法第11条検査結果書の写し（「不修正」でないもの）
提出先
環境衛生課、各支所
申請期限
平成31年4月1日から令和2年3月31日までに実施した場合の申請締め切りは、令和3年3月31日です。

集落排水施設および市設置浄化槽の世帯人数の変更はありませんか
集落排水施設および市設置浄化槽の月額使用料は、基本使用料と世帯人数により定められています。世帯人数に変更があった場合は、使用人員変更届の提出が必要です。印鑑を持って、環境衛生課、各支所で手続きしてください。



ひとり親家庭のお母さんお父さんへ

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

母子家庭等自立支援給付金事業
ひとり親家庭の母や父が教育訓練を受講したり、養成機関で修業したりする場合の費用などを給付する制度です。給付金の支給には、事前に子育て支援課（母子・父子自立支援員）への相談が必要です。

①自立支援教育訓練給付金
ひとり親家庭の母や父が、技術身に付けるために指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の60%（上限20万円。1万2千円未満は対象外）が支給されます。なお、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる人は、その支給額との差額を受け取ることができます。

②高等職業訓練促進給付金
ひとり親家庭の母や父が、資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活負担を軽減するために、給付金が支給されます。



母子父子寡婦福祉資金貸付事業
ひとり親家庭の母または父、児童、寡婦※などに対し、高校・大学などの入学資金や授業料、就職するために必要な知識や技能の資格取得に必要な資金などの貸付を受け付けます。貸付までの時間に余裕を持って、事前にご相談ください。

※寡婦…配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であった人およびその子（一般的な「寡婦」とは異なる。子どもが成人後に、配偶者と離別した人は含まない）

対象となる講座
看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学・作業療法士、理容師・美容師、その他前記に準じて市長が定める資格
※対象講座や資格については事前に確認が必要です。

支給期間	支給額	種類
修業期間のうち 上限3年	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 月額10万円 ・市町村民税課税世帯 月額7万5千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 月額10万円 ・市町村民税課税世帯 月額5万円
修業期間修了時	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税世帯 2万5千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税世帯 5万円



飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

犬や猫のむやみな繁殖の防止と殺処分の減少を図るため、飼い犬または飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

要件
次の①～⑤全てに該当していること
①市内に住所を有し、かつ市内で犬または猫を飼っていること
②県内の動物病院で令和2年4月以降に不妊・去勢手術を受けていること
③犬の場合は、登録済みで補助金の申請をする日以前1年以内に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること
④市税を滞納していないこと
⑤手術の終了した日の属する年度内の申請であること

※第一種動物取扱業者が営利目的で飼養している場合は対象外です。

補助金額
犬または猫1匹につき、3千円（当該年度において、1世帯につき、犬または猫のいずれか1匹まで）
手続きに必要なもの
・領収書（不妊・去勢手術費であることとを証明するもので、手術日の記載があるもの）
・印鑑
・申請する人の通帳
・犬の場合、登録番号および狂犬病予防注射済票番号
※補助金交付申請書などの様式は、環境衛生課または各支所の窓口にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

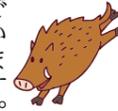


イノシシ、サルにご注意ください

▶問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

市内各地でイノシシが出没しています
イノシシを目撃したら、近づかず、落ち着いてゆっくりと背を向けず、その場から離れましょう。決して大きな声を出したり、無理して追い払ったりしないでください。万が一近づいてきたら高いところに避難するか、物陰に隠れましょう。

サルを見かけた場合
市内でサルを目撃が相次いでいます。人の姿を見て逃げるときは、大きな声や音を出して追い払ってください。追い払っても逃げない場合や威嚇している場合は、興奮させないように静かにサルから離れましょう。



公園での迷惑行為やごみのポイ捨てはやめましょう

▶問い合わせ 都市整備課 ☎73-3048

皆さんが気持ちよく公園を利用できるように、次のことを守りましょう

- ①原則、火の使用は認めていません。花火やバーベキューなどは、やめましょう。
- ②公園内は、禁煙です。
- ③遊具での危険な遊びや他の利用者の迷惑となる球技はやめましょう。
- ④犬と散歩するときは引き綱をつけましょう。ふんは必ず持ち帰りましょう。
- ⑤ごみは、各自持ち帰るようにしましょう。
- ⑥その他、近隣の人や他の利用者の迷惑になることはやめましょう。

